

用語解説

あ行	
エコロジカルネットワーク (生態系ネットワーク)	野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場等）がつながる生態系のネットワークのこととして使われる言葉です。
おかやまガーデンリング	岡山市の中心市街地及び周辺市街地を取り巻くように残されている山林・丘陵地（周辺四山・近郊五山等）や、河川・湖沼、社寺林、農地などの都市近郊の民有地を含めた緑を市民の貴重な共有財産として積極的に保全するとともに、それらをネットワーク化することによって、多様な動植物の生息・生育環境を高め、生命あふれるリングを形成しようとするものです。
岡山市環境基本計画	本市の環境及び環境関連施策の現状と課題を踏まえ、目指す環境像や環境目標、まちづくりの中での施策などを定めたものです。
岡山市公園協会	本市の公園緑地事業や緑化推進事業の発展振興を目的として昭和 57 年 10 月に設立されました。岡山市緑化基金の運用や緑化相談事業、都市公園の管理業務など様々な活動を市と連携しながら行っています。
岡山市第七次総合計画	まちづくりの中長期的な指針として、将来都市像やまちづくりの基本的な視点、政策・施策の基本的な方向性を示す計画です。
岡山市都市計画マスタープラン	都市の将来像を踏まえ、土地利用の方針、都市施設や市街地整備の方針などを定める都市計画の総合的かつ体系的な計画です。
オープンスペース	交通施設や建物など特定の用途によって占有されていない空地を指します。遊びや運動、イベントなど多目的な利用が可能な公園や広場などが該当します。

か行	
街路樹再生プログラム	樹木の植替えや剪定の方法・時期を見直すことで、「緑のボリュームアップ」を行い、街路樹が持つ本来の美しい樹形を取り戻し、季節の移ろいや憩いを感じられる良好な都市景観の形成に取り組み、まちなかの回遊性や魅力の向上を図り、歩いて楽しいまちづくりを進める取組です。
環境教育	持続可能な社会の構築を目指し、家庭や学校、地域などの様々な場において、環境と社会・経済・文化とのつながりや、環境の保全などについての理解を深めるために行われる教育です。
既存ストック	これまでに整備された既存の公園、道路、河川、建物、広場等を指します。
グリーンインフラ	自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するものです。
景観形成重点地区	市民の誇りとなる優れた景観を有する地区または新たに良好な景観を創出すべき地区など、重点的に景観形成を推進していくために景観法に基づき指定する地区のことです。
さ行	
市街化区域、市街化調整区域	都市計画区域内に定められる区域区分です。市街化区域は、既に市街地を形成している区域かおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指します。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、開発行為は限定されます。

自然共生サイト	<p>ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つで「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として環境大臣が認定する制度です。</p>
指定管理者制度	<p>多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とした制度です。</p>
生産緑地	<p>市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している一定面積以上の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る制度です。</p>
生物多様性	<p>多様な生きものたちの豊かな個性とその繋がりのことです。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性が考えられています。</p>
政令指定都市	<p>地方自治法に定められた都市制度の一つで、政令で指定します。人口、都市としての規模、行財政能力等において既存の政令指定都市と同等の実態を有すると認められた都市が対象となります。本市は平成21年4月に移行しました。</p>
た行	
地区計画	<p>まちづくりのルールを住民と行政が協働して定め、このルールに基づいて道路の整備や建築物の建築などを行っていくことにより、住みよい住環境の創造や美しい街並みの形成などを進めていく制度です。</p>
特別緑地保全地区	<p>都市緑地法第12条に規定されており、都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地が、指定の対象となる。</p>

都市計画区域	<p>自然的・社会的条件や人口、産業、土地利用、交通量などの現状とその推移を考慮しつつ、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として指定され、都市施設（道路、公園、下水道など）計画や土地利用規制の対象とされる区域です。必要に応じ、無秩序な市街化の防止や計画的な市街化を図ることを目的に、市街化区域及び市街化調整区域に区分します。</p>
都市公園	<p>地方自治体が都市計画区域内に設置する公園または緑地です。その機能、目的、利用対象等によって(1)住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、(2)都市基幹公園（総合公園、運動公園）、(3)大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、(4)国営公園、(5)緩衝緑地等（特殊公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道）に区分されます。</p>
都市のレジリエンス	<p>持続可能な成長、幸福度、包括的成長を確保するために、ショックを吸収し、新しい状況に適応し、自身を変革し、将来のショックやストレスに備える能力を持つ都市のことです。</p>
は行	
ハレマ FARMERS MARKET	<p>「”おいしい”をみせあう」をコンセプトに掲げ、無農薬・自然栽培に取り組む生産者たちと、その食材の魅力を伝える翻訳者として名飲食店が集まり、生産者と消費者を結ぶ新たな関係を構築するマーケットのことです。</p>
ま行	
緑の基本方針	<p>都市緑地法に基づき、都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため、国土交通大臣が、緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等を定めるものです。</p>
緑のボリュームアップ事業	<p>令和元年度に「街路樹再生プログラム」を策定し、植替え・補植の実施や剪定方法・時期等を見直し、街路樹が持つ本来の美しい樹形を取り戻し、季節の移ろいや憩いを感じられる良好な都市景観の形成を進める取組です。</p>

ら行	
緑化重点地区	都市緑地法に基づき定められた「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことで
緑化地域	緑が不足している市街地等において、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける、都市緑地法に基づく制度です。
緑化法人指定制度	地方公共団体以外のNPO法人やまちづくり会社などの団体が緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）として緑地の保全や緑化の推進を行う制度です。
英字	
Park-PFI	平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のことです。
PDCA サイクル	PDCA サイクルとは、「Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返すことで、業務などの改善や効率化を図る考え方の一つです。
SDGs	SDGs は、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015 年 9 月に国連で採択された 2030 年までの国際開発目標です。17 の目標と 169 のターゲット達成により、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、途上国及び先進国で取り組むものです。
Well-being（ウェルビーイング）	個人の権利や自己表現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることです。